

横手市建設工事競争入札参加資格申請書 提出要領

令和1・2（平成31・32）年度建設工事に係る競争入札参加資格申請の当初受付は終了しました。

市内業者または準市内業者のみ、平成31年3月1日より随時受付を実施します。ただし、四半期に一度の資格審査を経ての登録となります（1回目の締め切りは平成31年3月31日とします）。

※本店、支店の両方を登録することはできません。

<用語説明>

市内業者・・・横手市内に本社を有する者

準市内業者・・・横手市内に契約権限を委任された営業所等を有する者

市外業者・・・市内業者、準市内業者以外の者

1. 入札参加資格要件

競争入札に参加を希望する方の資格要件は、次のとおりです。

- ①精神の機能の障害により契約締結を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
 - ②建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること
 - ③建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する常勤の技術者が2名以上いること
 - ④建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の規定により総合評定値の通知を受けていること
- ※登録を希望する工種について、完成工事高の記載が無い場合登録出来ません。**
- ⑤建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けている者でないこと
 - ⑥申請する工種に施工実績があること
 - ⑦申請日において、申請する本社又は営業所等で引き続き1年以上営業していること
 - ⑧申請書に虚偽の記載、重要な事実及び事項に記載漏れがないこと
 - ⑨市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと
 - ⑩代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと
 - ⑪横手市職員が代表者となる法人または個人の事業者でないこと

※入札参加資格を不正に取得したことが判明した場合は、指名停止や入札参加資格の取消等の措置をとります。

2. 提出及び問い合わせ

申請書は、午前8時30分から午後5時まで、下記提出先まで記載内容を説明できる方が持参してください。

提出・問い合わせ先 **※令和元年6月1日から次の住所へ事務所移転となりました。**

〒013-8601

秋田県横手市条里一丁目1番64号 横手市役所 条里南庁舎

横手市財務部 契約検査課 契約係

TEL：0182-35-2169（直通）

FAX：0182-32-4655

3. 受付工種

次の15工種について受付します。

工種	建設業の許可	格付上の工事内容
一般土木工事	<u>土木工事業、</u> <u>とび・土工工事業</u> <u>又はしゅんせつ工事業</u>	<u>土木一式工事(土木工作物を解体する工事を除く)、しゅんせつ工事、とび・土工・コンクリート工事からとび工事と法面工事を除いた工事</u>
法面工事	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事のうち、法面工事
建築一式工事	建築工事業	<u>建築一式工事</u> <u>(建築物を解体する工事を除く。)</u>
電気工事	電気工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
給排水暖冷房衛生設備工事	管工事業	〃
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	〃
舗装工事	舗装工事業	〃
一般塗装工事	塗装工事業	<u>路面標示工事以外の塗装工事</u>
路面標示工事	塗装工事業	<u>路面標示工事</u>
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
電気通信工事	電気通信工事業	〃
造園工事	造園工事業	〃
さく井工事	さく井工事業	〃
水道施設工事	水道施設工事業	〃

解体工事	<u>土木工事業、 建築工事業 又は解体工事業</u>	<u>土木一式工事（土木工作物を解体する 工事に限る。）</u> 、 <u>建築一式工事（建築 物を解体する工事に限る。）</u> 及び <u>解体 工事</u>
------	-------------------------------------	---

4. 等級格付審査について

等級格付は、市内業者及び準市内業者について行うものとし、秋田県の等級格付を参考に審査します。ただし準市内業者にあっては、保有技術者として横手市内に契約権限を委任された営業所ごとに常時勤務する専任の技術者数を確認のうえ等級格付（本社の県格付を上限）するものとしします。

(1) 資格審査

①客観的事項（客観点）

経営事項審査の総合評定値

○総合評定値は、経営事項審査の結果通知書の上記記載の「審査基準日」より1年7ヶ月以内のものであること。

○経営事項審査の通知書に工種ごとの総合評定値及び完成工事高の実績数値の記載があること。

※完成工事高の記載がない場合は、その工種についての等級格付を行いません。

※「解体工事」については、次のa及びbを満たしていることを申請条件とします。

a 次の3工種のうち、1工種以上、総合評定値の記載があること

・土木一式工事

・建築一式工事

・解体工事

b aで総合評定値の記載があった工種について、解体工事の年間平均完成工事高が1,000万円以上であること

※年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事又は建築一式工事に整理される工作物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出してください。

②主観的事項（主観点）

保有技術者数

○すべての工種について、当該工事の監理技術者又は主任技術者となり得る技術者を2名以上保有していること

○申請日において、申請する工種の等級ごとに、下記表に掲げる有資格技術者を保有していること。

※横手市内の本社又は営業所等に常時勤務する専任の技術者のみが対象となりますので、実態にあった申請をしてください。

※（ ）内はうち1級の人数

工種	有資格技術者	等級	令和1・2(平成31・32)年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名以上
法面	のり面施工管理技術者	A	1名以上
建築一式	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名以上
電気	1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 ※1 電気工事士	A	6名（2名）以上
		B	3名以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A	6名（2名）以上
		B	3名以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（躯体）	A	4名（2名）以上
		B	3名以上
舗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級舗装施工管理技術者 ※2 2級舗装施工管理技術者 ※2	A	10名以上 <1級土木4名以上> <舗装2名（1名）以上>
		B	5名以上 <1級土木1名以上> <舗装1名以上>

一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	A	5名（2名）以上
	1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）※1 2級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	B	3名 以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名 以上
造園	1級造園施工管理技士	A	5名（2名）以上
	2級造園施工管理技士	B	3名 以上
水道施設	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 1級管施工管理技士 ※3 2級管施工管理技士 ※3 耐震継手配水管技能者 ※3	A	土木3名（1名）以上 管 3名（1名）以上 耐震継手3名 以上
	◎上記技術者のほか、横手市指定給水装置 工事業者の指定を受けていることが必須 条件となります。	B	土木1名 以上 管 1名 以上 耐震継手1名 以上
解体	1級土木施工管理技士 ※4 2級土木施工管理技士（土木） ※4 1級建築施工管理技士 ※4 2級建築施工管理技士（建築） ※5 2級建築施工管理技士（躯体） ※4 解体工事施工技士 ※6	A	3名 以上 （解体工事施工技士2名以上）

○各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。

- ※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は1級扱いとします。
- ※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構いません。
- ※3 同一人が土木施工管理技士と管施工管理技士、耐震継手配水管技能者の資格を有するときは、重複計算して構いません。
- ※4 建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条の規定により、解体工事業に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなされる者を含みます。
（いわゆる「みなしの技術者」のこと）
- ※5 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限ります。

※6 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構いません。

○「耐震継手配水管技能者」：公益社団法人 日本水道協会で実施する講習を受講し登録された者

○申請工種で秋田県の格付名簿に登載されていない工種については、有資格技術者数が上記に定めた人数以上を保有していても格付を行いません。(水道施設工事を除く)。

※解体工事について、令和元年5月以降は、秋田県の格付名簿に登載されていることが継続登録の要件となります。他の工種同様、県の格付名簿に登載がされていない場合は、順次変更通知を送付いたします。

5. 提出書類

提出書類の記載事項は、経営事項審査の審査基準日現在の状況を記載してください。ただし、提出までに変更があった場合は、変更後の状況で記載してください。提出後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに記載事項変更届を提出してください。

(1) 提出部数及び綴じ方

提出部数は1部とし、(2)の提出書類一覧の順に並べ、A4タテ判の紙ファイル(色指定なし)に綴じ、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載してください。(各封筒及び申請書確認シートはファイルに綴じずに提出)

(2) 提出書類一覧 (○：必須、△：該当する場合のみ)

※証明書類は、提出時において発行から3ヶ月以内のもの。

No.	書類の名称	提出区分		備考
		市内 準市内	市外	
1	建設工事競争入札参加資格申請書	○	○	(様式第1号)
2	商業登記簿謄本又は身分証明書	○	○	(写し可) <法人> 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) <個人> 身分証明書(本籍地で発行) ※発行していない場合は不要
3	印鑑証明書	○	○	(写し可)
4	委任状	△	△	(共通様式第1号)
5	暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書)	○	○	(共通様式第3号)
6	申請工種チェックシート	○	○	(様式第2号)

7	建設業の許可通知（写し）	○	○	
8	建設業許可関係書類	○	○	建設業許可申請の写し ①様式第1号別紙2 「営業所一覧表」 ②様式第1号別紙4 「専任技術者一覧表」又は 「専任技術者証明書」
9	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写し）	○	○	
10	工事経歴書	○	○	（様式第3号） ※経営事項審査申請に添付した 工事経歴書の写しでも可。
11	資格関係書類	△	—	<u>法面工事、舗装工事、水道施設工 事、解体工事に参加を希望する者 のみ</u>
12	技術職員名簿	○	○	<市内業者・準市内業者> （様式第4号） <市外業者> 経営事項審査申請時の名簿を提出
13	横手市内営業所職員名簿	○	—	（様式第5号）
14	納税証明書（税務署）	○	○	（写し可） <法人> 未納の税額が無いことの証明書 「その3の3」 <個人> 未納の税額が無いことの証明書 「その3の2」
15	納税証明書（市）	○	—	（写し可） 納税証明書 （滞納がないことが確認できる証明書）
16	社会保険料納入確認書	○	○	（写し可） （共通様式第4号） ※未納が無いことの証明。 ※納付額証明、領収書不可。
17	審査結果通知用封筒（長3）	○	—	94円切手貼付、返信宛先記入

18	受理証送付用封筒（長3）	—	△	<u>送付希望者のみ</u> 84円切手貼付、返信宛先記入
19	申請書確認シート	○	○	(様式第6号)
20	秋田県建設工事入札参加資格審査の結果通知の写し	△	△	令和元年5月1日以降も有効なもの <u>(県の名簿登載者のみ)</u>
—	A4タテ判紙ファイル	○	○	No.1~16、20を番号順に綴じ、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載して提出

6. 提出書類の作成方法について

申請書類の作成方法及び注意点については、下記のとおりです。なお、証明書類の提出については、提出時において発行から3ヶ月以内のものとし、写しも可とします。

(1) 建設工事競争入札参加資格申請書（様式第1号）

①「申請者」欄

実印は、会社の代表者印(印鑑証明と同一のもの)を押印してください。

②「委任先の事業所」欄

本社から契約権限を委任された営業所等で申請する場合のみ記載してください。

※建設業許可申請時に届出された営業所でなければ受付しません。

③「使用印」欄

入札・契約行為で使用する印鑑を押印してください。使用印は必ず代表者印（入札契約権限を本社以外の営業所等に所属する者に委任する場合は、その長の印）を使用してください。会社印は不可。

○印影が代表取締役之印、社長之印、○○支店長之印、営業所長之印などと印字されているもので、権限のある者の印を使用してください。

○株式会社○○印、○○会社之印などと印字されている社印等は、代表者個人を特定できないので不可。

○委任先がある場合、受任者氏名欄に押印するものと同一のものを押印してください。

④「申請事務担当者の連絡先」欄

記載内容を確認できる申請事務担当者の連絡先を記載してください。

(2) 商業登記簿謄本又は身分証明書（写し可）

●**法人の場合** 本社所在地を管轄する法務局が発行する商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を提出してください。

●**個人の場合** 代表者本籍地の市町村で発行する身分証明書を提出してください。

※本籍地の市町村で身分証明書を発行していない場合は提出不要です。

付箋等にその旨を記載し添付してください。

(3) **印鑑証明書** (写し可)

申請書に押印した実印について、法人の場合は本社所在地を管轄する法務局、個人の場合は代表者住所地の市町村が発行する印鑑証明書を提出してください。

(4) **委任状 (共通様式第1号)**

本社代表者が支店長、営業所長等特定の者に継続的に契約権限を委任する場合に提出してください。

(5) **暴力団排除に関する誓約書 (兼同意書) (共通様式第3号)**

「横手市暴力団排除条例」並びに秋田県横手警察署と交わした「横手市の暴力団排除に関する合意書」に基づき提出していただくものです。内容を確認し、誓約及び同意する意思を示すものとして提出してください。

この書類は、暴力団排除に関する調査が必要と認められた場合、秋田県警察に照会するため提出していただくものです。他の目的には使用しません。

①法人の場合は、商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) の「役員に関する事項」に掲載された役員について記載してください。また委任先がある場合は、その受任者も併せて記載してください。

例) 「代表取締役」、「取締役」、「監査役」、「支店長」など

※ 書ききれない場合は、別紙を複数枚使用し、页数及び総頁数を記入してください。

②**個人の場合は、代表者 (事業主) について記載してください。**

※ (5) を提出しない場合、又は秋田県警察による照会の結果、暴力団等に該当する、又は係わりがあると認められる場合は、申請受付を行いません。また、受付、登録後であっても前述の事実が認められた場合は、参加資格を取消します。

(6) 申請工種チェックシート（建設工事）（様式第2号）

①「申請工種」欄

申請する工種に○をつけてください。また、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている総合評定値（P）及び年間平均完成高を記載してください。

なお、一般土木工事については、土木一式工事（土木工作物を解体する工事を除く）、とび・土工・コンクリート工事のうち土工コンクリート工事等、しゅんせつ工事の完成工事高を加えた完成工事高を記入してください。

法面工事については、とび・土工・コンクリート工事のうち法面工事の分のみの完成工事高を記入してください。

一般塗装工事と路面標示工事については経営規模等評価申請書の塗装工事の完成工事高を分別して計上してください。

解体工事を申請する場合は、土木一式工事及び建築一式工事のうち解体工事分がある場合は「うち解体工事分」の欄に完成工事高を記入してください。

②「建設業許可」欄

大臣・知事の別、一般・特定の別、許可番号、有効期間を記載してください。

③「経営事項審査」欄

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の上段に記載された審査基準日を「審査基準日」に、審査基準日から1年7ヶ月後の前日を「有効期間満了日」に記載してください。

④「横手市指定給水装置工事事業者」欄

指定番号を記載してください。なお、この欄は、水道施設工事の入札に参加を希望する市内業者、準市内業者のみ記載してください。

⑤「有資格技術者確認表」欄

市内業者、準市内業者のみ記載してください。

技術職員に係る資格の種類ごとに、経営事項審査の審査基準日現在の人数を記入してください。ただし、提出までに変更があった場合は、変更後の状況で記載してください。この場合において、同一系統の資格については、次の方法により記入してください。

取得している資格		記入する資格
1級建築施工管理技士	1級建築士	1級建築施工管理技士
2級建築施工管理技士（建築）	2級建築士	2級建築施工管理技士（建築）
電気主任技術者	第二種 電気工事士	電気主任技術者
1級電気工事施工管理技士	電気工事士	1級電気工事施工管理技士
2級電気工事施工管理技士	電気工事士	2級電気工事施工管理技士

一般塗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士 2級 〃 (鋼構造物塗装) 2級 〃 (仕上げ) 1・2級塗装技能士 (建築塗装) 1・2級塗装技能士 (鋼橋塗装)	左に掲げる資格のうち 有資格技術者の保有基準上の上位 資格いずれか一つを記入 ただし、1級塗装技能士 (建築・ 鋼橋) と 2級土木施工管理技士 (鋼 構造物塗装) あるいは 2級建築施 工管理技士 (仕上げ) の両方を保 有している場合は、1級塗装技能 士 (建築・鋼橋) に記入

舗装工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
舗装施工管理技術者が 1級土木施工管理技士 又は 2級土木施工管理技士 (土木) を ①保有していない場合 ②保有している場合	①、②それぞれ分けて記入

解体工事を申請する場合

取得している資格	記入する資格
解体工事施工技士が 1級土木施工管理技士等を ①保有している場合 ②保有していない場合	①、②それぞれ分けて記入

(7) 建設業の許可通知 (写し)

(6) に記載した建設業の許可通知の写しを提出してください。

(8) 建設業許可関係書類

建設業許可申請に添付した次の資料の写しを提出してください。

- ①様式第1号別紙2「営業所一覧表」
- ②様式第1号別紙4「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書」

(9) **経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）**

①申請日時点において、有効かつ最新の通知書の写しを提出してください。

※当該書類の有効期限は、通知書の右上部に記載された「審査基準日」より1年7ヶ月以内です。

②完成工事高の欄に実績数値の記載がない場合は、登録となりません。

(10) **工事経歴書（様式第3号）**

①経営事項審査における完成工事高と一致する工事経歴について、参加を希望する工種ごとに作成してください。

②経営事項審査申請に添付した工事経歴書の写しを、提出しても構いません。

(11) **資格関係書類**

この書類は、法面工事、舗装工事、水道施設工事、解体工事に参加を希望する市内業者、準市内業者のみ提出してください。

<法面工事>

①（10）に記載した工事のうち、法面工事に該当する実績だけ別葉にした工事経歴書（様式第3号）を作成してください。

②のり面施工管理技術者資格者証（写し）を添付してください。

<舗装工事>

舗装施工管理技術者資格者証（写し）を添付してください。

<水道施設工事>

配水管技能者登録証（写し）を添付してください。

<解体工事>

①（10）に記載した工事のうち、解体工事に該当する実績だけ別葉にした工事経歴書（様式第3号）を作成してください。

②解体工事施工管理技士資格者証（写し）を添付してください。

※有効期限の記載がある登録証の写しでも可とします。

③平成27年度以前に実施された技術検定の合格者で、合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講を修了した者については、登録解体工事講習修了証（写し）又は実務経験証明書を添付してください。

※2級建築施工管理技士（建築）の資格を保有する技術職員を解体工事に係る有資格技術者として保有基準の対象とする場合

a) 平成28年度以降に実施された技術検定の合格者であるとき

⇒合格した日付が分かるものを添付してください。

b) 平成27年度以前に実施された技術検定の合格者であるとき

⇒登録解体工事講習修了証（写し）又は実務経験証明書を添付してください。

(12) 技術職員名簿（様式第4号）

※参加を希望する工種において、申請する営業所に2名以上技術者が配置されていない場合、登録は行いません。（のり面施工管理技術者は1名以上）

①市内業者・準市内業者 横手市内に本社又は契約権限を委任された営業所で、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている専任の職員（本社又は他の営業所等と兼任していない者）について記載してください。この名簿は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者について記載してください。

②市外業者 経営事項審査申請に添付した技術職員名簿を提出してください。

<注 意>

提出日までに雇用、退職等異動のある場合は、次により修正し、異動の事由と異動の年月日を当該職員の記載欄の欄外末尾に記載してください。

○技術職員を雇用した場合は追加記載し、その氏名の下に朱線を引いてください。

○技術職員が離職した場合は、当該職員の記載欄を朱線により抹消してください。

○既に雇用している技術職員が別の資格を取得した場合は、新たに取得した資格コードを記載し、その下に朱線を引いてください。

③解体工事を申請する場合は次に掲げる事項に留意してください。

・記載しようとする資格に通常のコードと「附則第4条該当」のコードがあり、かつ、その両方のコードが解体工事に対応するものであるとき（例：113と11C）

a) 当該技術職員が登録解体工事講習の修了者等である

⇒通常のコードを記入してください。（例の場合：113）

b) 当該技術職員が登録解体工事講習の修了者等でない

⇒「附則第4条該当」のコードを記入してください。（例の場合：11C）

(参考：解体工事技術者資格コード表)

資格 (H27年度までの合格者)	資格コード	
	附則第4条該当	通常コード
1級土木施工管理技士	1 1 C	1 1 3
2級土木施工管理技士 (土木)	2 1 D	2 1 4
1級建築施工管理技士	1 2 A	1 2 0
2級建築施工管理技士 (建築)	—	2 2 1
2級建築施工管理技士 (躯体)	2 2 B	2 2 2

(13) **横手市内営業所職員名簿 (様式第5号)**

この書類は、市内業者・準市内業者のみ作成してください。横手市内の本社又は契約権限を委任された営業所で、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている専任の職員(本社又は他の営業所等と兼任していない者)で技術職員以外の職員も含む**全職員**について記載してください。

①「建設業許可に係る専任技術者」欄

この欄には、建設業許可における、その営業所の技術的総括責任者である専任技術者について記載してください。該当者の欄に担当する工種の略号を記載してください。

②「技術・事務職区分」欄

該当する方を○で囲んでください。

③「技術職員の法令による資格等」欄

当該技術職員が有する1級土木施工管理技士、解体工事施工技士などの国家資格及び耐震継手配水管技能者などの民間資格の名称を記載してください。実務経験証明書により技術者と認められている場合はその内容を記載してください。これらに該当しない職員については、「なし」と記載してください。

(14) **納税証明書 (税務署)** (写し可)

本社所在地管轄の税務署で発行する「未納の税額が無いことの証明書」(個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」)を提出してください。

(15) **納税証明書 (市)** (写し可)

市内業者、準市内業者のみ

横手市市民生活部収納課又は各地域局税務窓口にて発行する「納税証明書(滞納がないことが確認できる証明書)」を提出してください。窓口で申請する際には理由に「**横手市入札参加資格申請のため**」と記載して申請してください。

(16) **社会保険料納入確認書 (共通様式第4号)** (写し可)

- ①管轄する年金事務所等で「健康保険料」、「厚生年金保険料」、「子ども子育て拠出金」について（個人事業主の方は「国民年金」のみ）**未納が無い**旨の確認（証明）を受け提出してください。なお、別に健康保険組合等に参加し健康保険料を納付している場合は、市の様式に準じた内容の任意様式で当該組合等から**未納の無い**旨の確認を受け提出してください。
- ②証明書の申請日に**証明可能な月から直前2年間分の未納の有無を確認します。**
※保険料納付額のみ記載または納付の領収書等の添付では受付出来ません。
※個人事業主で、年齢要件のため国民年金の被保険者に該当しなくなってから2年以上経過している場合、提出不要です。付箋等にその旨を記載し添付してください。

【様式例】

OK例 (市の参考様式)

未納の有無が確認できる

3 確認事項			未納の有無
項目	対象期間		
健康保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 (延滞金を含む)	年	月分から	有・無
	年	月分まで	

※対象期間は、申請日に確認可能な月までの直近2年間を対象とする。

NG例

納付日と納付額は確認できるが、未納がないことは確認できない。

月 分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	子ども・子育て拠出金	
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日
年 月分				年 月 日

(17) **審査結果通知用封筒 (長3)**

市内業者・準市内業者のみ、定型長3号の封筒に送付先の所在地及び名称を記載し、94円切手を貼付のうえファイルに綴じずに提出してください。

~~(18) **受理証送付用封筒 (長3)**~~

~~市外業者で受理証の発行を希望する方のみ、定型長3号の封筒に送付先の所在及び名称を記載し、84円切手を貼付のうえファイルに綴じずに提出してください。~~

(19) **申請書確認シート (様式第6号)**

この申請書確認シートにより申請者自ら書類を確認し、記載漏れ及び添付漏れ等がないよう提出してください。この様式はファイルに綴じずに提出してください。

※各様式の欄外にも記載方法及び注意点を掲載していますので、確認のうえ作成してください。

(20) **秋田県建設工事入札参加資格審査の結果通知の写し**

秋田県の建設工事入札参加資格審査の結果通知の写しを提出してください。(有効期間内のもの)

※企業合併等により、合併等に伴う入札参加資格の調整措置等結果通知書の交付を受けている場合はそちらを提出してください。(令和元年5月1日以降も有効であるもの)

7. 参加資格の有効期間及び結果の通知

参加資格の有効期間は、結果通知の日～令和3年3月31日とし書面により通知します。